The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	TALK1 ： 「炎上しない」ためのルールをつくる
Author(s)	川島, 邦之
Citation	ELSI VOICE. 2022, 2, p. 4-7
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88295
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

TALK1:

「炎上しない」ための ルールをつくる

川島 邦之（かわしま くにゆき）

一般社団法人LBMA Japan 代表理事／
Pinmicro株式会社 取締役CRO

米ニューヨーク州立大学プラッツバーグ校卒。ヒューストン／シリコンバレーでのモバイル関連の営業・インキュベーション事業経験を経て、日本にてモバイル関連のベンチャー領域に於ける事業開発に従事。専門事業分野は、屋内センシング技術活用、位置情報データの活用・流通、MaaS事業のサービス化。2020年2月、一般社団法人LBMA Japan設立に伴い、代表理事に就任。

位置情報データ活用の世界的団体を目指して

我々 LBMA Japan は、位置情報データを活用したマーケティングおよびサービス施策を推進している事業者団体です。大元は LBMA（Location-Based Marketing Association）Global というカナダに本部を置く NPO 法人で、世界に 26 の支部があり、会員数は 2021 年 2 月時点で 1600 社ほど。2010 年に設立されて以来、10 年あまりの間にさまざまな事業者メンバーを増やして活動をしています。

日本では 2019 年 10 月、この LBMA Global の日本支部として 15 社で LBMA Japan が立ち上げられました。ただ、日本では NPO 法人の一部として活動するのは難しかったという経緯もあり、2020 年に一般社団法人となりました。2021 年 2 月現在は、位置情報のサービスに特化したテクノロジーを背景にした事業者から、地図データ、分析データを活用する GIS 系の企業、モビリティサービス（MaaS）[※1] やスマートシティ[※2] といった位置情報を一部活用する事業を運用している事業者まで、30 社に参画していただいています。

【※1】Mobility as a Serviceの略称で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
参考：国土交通省のウェブサイト
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/japanmaas/promotion/

【※2】ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）の高度化により、都市や地域の抱える諸課題の解決を行い、また新たな価値を創出し続ける、持続可能な都市や地域を指し、Society5.0の先行的な実現の場と定義されている。
参考：内閣府のウェブサイト
https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartcity/

我々のミッションは、「ロケーション・ベースド・マーケティング」と呼んでいる位置情報データを活用する世界的な団体をつくることで、グローバル・ボイスとして存在していくことを目指して、啓蒙活動を続けているところです。

設立のきっかけは、まさにきょうのテーマに関わっていて、結局みんな炎上したくなかったんですね。日本で位置情報を活用したさまざまなサービス事業が立ち上げ始められたのは、だいたい 2014 ～ 15 年です。もちろん当時から事業を運営していく上での法律はありましたが、実際に展開する事業内容については、誰にどう承認を取っていくかがなかなか難しくて、運用をめぐる炎上事例も時々発生し始めていました。個々の事業者は、お互い競合するライバルではありますが、ベースには位置情報を活用する事業をどんどん広めていきたい、その利点を世間にわかってほしいという願いも共通してありましたので、連携して実施ルールや共通するガイドラインをつくっていけないかと考えたのが 2019 年の初頭でした。

事業展開のためのガイドラインを

その過程で浮上したのが、ELSI の問題です。L ＝法律に関しては、それぞれの事業者に顧問弁護士がいたので、照らし合わせていくことができました。しかし我々が恐れている炎上というものは、別に誰かが法律を破ったから起こるわけではありません。つまり S ＝社会的にはどうなの？というところが一番大きな懸念事項でした。そんな状況の中で大阪大学の岸本充生先生にご相談させていただく機会があり、我々が「共通サービスガイドライン[※3]」と呼んでいる、ELSI の観点を盛り込んだルールづくりを一緒にやっていただきました。具体的には、スマートフォンやタブレット端末などのスマートデバイスから位置情報を取得できる、我々が「デバイスロケーションデータ」と呼んでいるものを運用する際に基準とすべきガイドラインを 2020 年 6 月に作成しました。

その他の活動としては、カオスマップ[※4]というものを発表し、オンラインイベントも開催して、多くの事業者が位置情報データを活用した事業を展開しているということを広くご案内させていただきました。

【※3】LBMA Japanウェブサイト参照
https://www.lbmajapan.com/guideline

【※4】LBMA Japanウェブサイト参照
https://www.lbmajapan.com/カオスマップ2021

今後は、我々の取り組む「位置情報マーケティング・サービス」という、まだ比較的新しい技術やビジネスをもっと世に広めていきたいと思っております。

今はまだ位置情報データを活用した我々のビジネスが皆さんの目に触れる機会は少ないと思うのですが、モビリティサービスやスマートシティ、後ほど内山英俊さんがお話する店舗の混雑状況を知らせる位置情報サービスなど、多岐にわたる事業をどんどん展開していくためには、しっかりとしたガイドラインに基づいた運用を各社が行っているという事実をつくっていきたい。そんなことを考えながら、今後も位置情報をうまく活用したビジネス事例をご紹介していこうと思います。

●資料1：位置情報等のデバイスロケーションデータの利活用にあたって、スマートデバイス利用者のプライバシーに配慮する取り組み（LBMA Japan提供）

スマートフォンやタブレットから許諾を得た上で取得される
位置情報等のデバイスロケーションデータが、
社会で広く利活用されています。

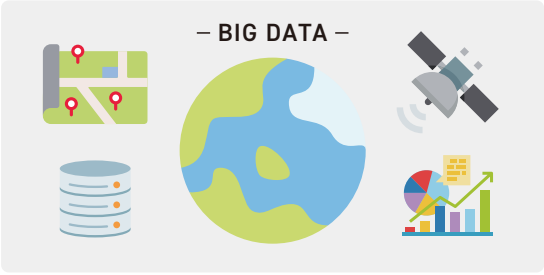

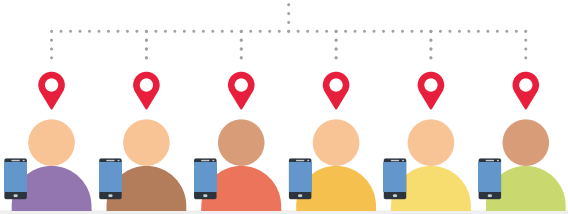

企業が位置情報等のデータを正しく大切に扱い、
誰もが安心できる形で有効な利活用がされるよう、
社団法人LBMA Japanに加盟する企業が
遵守するルールを「共通ガイドライン」
として定めています。

共通ガイドラインは、法令遵守はもちろん、
倫理面や社会風潮にも配慮して策定を行っています。

社会的な認知と合意

法令・指針の遵守

人々の心情への配慮

※2020年6月現在